

様式第6号（その1）（第7条関係）

入札監視委員会審議概要

（定例会議）

開催日及び場所	令和6年7月19日（金） 上天草市大矢野庁舎2階庁議室	
出席委員氏名	林美貴、渡辺絵美、森匡史、杉田省吾、山下勝市	
審議対象期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見、 質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申の内容	なし	

議事及び質問等	市の回答
(1) 入札及び契約手続の運用状況の報告 ①入札状況報告 (事務局) ・ 下半期 (R 3～R 5 年度別) 上天草市発注工事の入札結果の推移 (資料 1) にて R 5 年度下半期等における入札結果の推移を報告。 (委員) ・ 意見、疑義、質問等なし	
②入札契約方式別発注工事報告 (事務局) ・ 入札契約方式別発注工事総括表 (資料 2) にて入札状況を報告。 (委員) ・ 意見、疑義、質問等なし	
③指名停止の運用状況 (事務局) ・ 指名停止の運用状況 (資料 3) にて状況を報告。 (委員) ・ 意見、疑義、質問等なし	
(2) 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 ①抽出結果報告 (当番委員による抽出) (事務局) ・ 上天草市入札監視委員会における審議案件の抽出について (資料 4) にて入札方式別の発注件数の割合を考慮した上で、落札率が比較的高かったもの等の抽出理由を報告。	

②抽出事案審議

条件付一般競争入札

1 松島総合運動公園テニスコートナイ

ター照明設備改修工事

(事務局)

・抽出事案説明書に基づき、条件付一般競争入札における参加資格要件等について説明。

(渡辺委員)

・高い落札率に対する事務局の見解は。

(山下委員)

・電気工事格付 A 等級の事業者数は。
・なぜ 2 者しか応札がなかったのか。

(森委員)

・事前審査型と事後審査型はどのように使い分けているのか。

(森委員)

・規約等があるのか、運用なのか。

(渡辺委員)

・1 億円以上の工事又は J V が事前審査ということか。

(事務局)

・予定価格は事前公表し、工事内訳書は発注時点で公表しているので、発注側と事業者の積上げに差がないのではないかと考える。

(事務局)

・入札当時の A 等級は 7 者。
・応札の意向は、その時点での事業者の手持ち工事等の状況で応札を判断されたと考える。当時は電気関連工事が多く、事業者が手一杯だった可能性が考えられる。

(事務局)

・概ね 1 億円以上で J V (特定建設工事共同企業体) を資格要件とした工事を事前審査型、単体の事業者を資格要件とした工事 (主に 1 億円未満の工事) を事後審査型で行っている。

(事務局)

・「上天草市特定建設工事共同企業体運用基準」による。

(事務局)

・特殊な場合を除き、運用基準で 1 億円以上の工事は J V 方式としている。

(渡辺委員)

・1者のみ応札は入札不調となると理解しているが、この案件は2者のみで高い金額での応札だが、談合の疑いはないか。

(渡辺委員)

・もともと当監視委員会は談合や不適切な入札等が行われていないか監視するための組織と思うが、今回の高い入札金額で2者応札ということに疑念がある。

(森委員)

・発注部署は、手持ち工事との兼ね合い等を考慮した発注時期や工事内容の調整等をしないのか。

(杉田委員)

・合併特例債や交付金等の予算事情も考慮すると調整は難しいと思われる。

(森委員)

・了

(林委員長)

・予定価格の事前公表と同時に最低制限価格も公表するのか。

(事務局)

・入札部署として談合の認識はなく、疑ってはいない。実際、通報等がない限り談合情報については把握できない。

(事務局)

・入札前に予定価格は公表していることから、事業者はできる限りの利益を追求したところでの競争を行っていると考えている。

(事務局)

・発注時期の調整は各発注部署全体で調整すべきものではあるが、入札部署では、各発注部署の発注調整状況や予算等を把握し、入札時期を調整することはできない。

なお、年度当初に発注予定工事を公表しているので、それを基に発注部署は計画を立てているものとする。

(事務局)

・最低制限価格は開札後に公表している。
上天草市建設工事最低制限価格制度実施要綱でランダム係数以外の計算方法は公表しているので、事業者もある程度の最低制限基準価格の計算はできると考えている。

指名競争入札 <u>2 市道寺尾大手原線交通安全対策工事</u> (事務局) ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。 (林委員長) ・舗装工事にも様々なタイプがあるが、事業者はどの時点で工事内容を把握できるのか。	(事務局) ・図面、仕様書、金抜き設計書等を発注時点で示すので、指名通知後は工事内容、積算項目及び条件を確認できる。
<u>3 合津地区排水整備工事（その2）</u> (事務局) ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。 (渡辺委員) ・辞退と棄権が多い理由は。 (山下委員) ・落札事業者の事務所近隣の案件だから当該事業者が落札したのか。辞退や棄権が多く、かつ、落札事業者の事務所が工事場所の近隣となると談合を疑ってしまう。 (渡辺委員) ・指名競争入札で1者のみ応札の場合は成立するのか。 ・2者のみが応札したこのケースは、金額だけ見ると話し合いがあったのでは、と見えてしまう。	(事務局) ・正確な理由は分からないが、施工位置が民家に隣接した工事であったため、工事の影響による家屋補償等の心配が影響した可能性も考えられる。 (事務局) ・事務局では分からない。 (事務局) ・成立しない。

(林委員長) ・ 2 番目の事業者の入札額が予定価格と同額なのは、たまたまか。 (森委員) ・ 地理的条件を考慮して、応札しない事業者がいることは理解する。対策として、応札者が増加する可能性のみを考慮して、遠方の事業者を指名することも難しいことは理解できる。 (杉田委員) ・ 昔と比較して事業者数の減少、それに伴う技術者数の減少も影響しているのではないか。また、「その 1」、「その 2」と関連する工事であったことも影響していると思われる。	(事務局) ・ 予定価格は指名通知の時点で公表しているので、受注者の積算の結果であると考ええる。
随意契約 <u>4 天草四郎公園整備関連工事</u> (事務局) ・ 抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。 (林委員) ・ 資料 1 8 ページ契約者決定方法に記載の「随意契約（不利）」とは。 (森委員) ・ このケースの予定価格積算は誰が行っているのか。	(発注部署) ・ 契約管理システムにおいて、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による「競争入札に付することが不利と認められるとき」を示すもの。 (発注部署) ・ 発注部署が行っているが、実際の積算は他部署に積算を依頼し、積算システムによって予定価格を算出している。

(森委員) ・ 予定価格と落札価格の差が気になった。 (渡辺委員) ・ 随意契約に最低制限価格等はないのか。 ・ 随意契約は落札価格が高止まりするイメージがあったが、このケースは落札価格がかなり低い。 (杉田委員) ・ この随意契約に至った状況を詳しく説明したほうが各委員も理解できるのでは。 (森委員) ・ 予定価格に対して、落札価格があまりにも低いと、他の工事も低く抑えることができるように見えてしまうことが気になる。	(発注部署) ・ 入札時に提出された見積書の内容を確認、直接工事費は、ほぼ積算と同額だったが諸経費の部分で見積額が安価であった。 諸経費が安価であった理由は、転落防止柵やグレーチング設置等の簡易工事で短期間の施工が可能であるため、現場事務所設置費用を計上しない見積であったこと。 (事務局) ・ 最低制限価格等はない。 (発注部署) ・ 直前の造成工事を当該事業者が行っており、しゅん工後、すぐに今回の工事発注となった。本体工事の変更として実施できればよかったが、しゅん工検査後に追加施工の必要性を確認したため、随意契約の別工事で発注した。 (発注部署) ・ 積算に当たっては、積算システムを使用しているため、あらかじめ低く設定して積算することは難しい。
(3) 二次苦情処理について (事務局) ・ 該当がない旨を報告。	
(林委員長) ・ 議事として提出された案件に関し、適正に執行されていることとしてよろしいか。 (各委員) ・ 了。	